

桶川市空き家バンク制度実施要綱

(平成31年4月1日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に存する空き家の有効活用を通じて、移住及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家バンク制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として市内に所有し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）建物及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 市内の空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた空き家の情報を、空き家の利用を希望する者に提供する仕組みをいう。
- (4) 協会 空き家の利活用等に関する協定を締結している宅地建物取引業の団体をいう。

(空き家の活用相談申込み等)

第3条 空き家の活用について相談しようとする所有者等（以下「相談希望者」という。）は、空き家活用相談申込書（様式第1号。以下「相談申込書」という。）及び空き家活用相談カード（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、相談申込書の写しを協会に提供するものとする。
- 3 協会は、相談申込書の写しの提供を受けたときは、当該空き家の相談

を受けることができる者（以下「相談取扱者」という。）の選定を行う。
この場合において協会は、市長を経由して、空き家活用相談案内通知書（様式第3号）を相談希望者に2週間以内に通知するものとする。

4 前項の通知を受けた相談希望者は、相談取扱者に2週間以内に連絡をするものとする。

5 相談希望者から連絡を受けた相談取扱者は、空き家の活用について相談を行い、協会はその結果を、空き家活用相談結果報告書（様式第4号）により市長に報告するものとする。

（空き家バンクへの登録等）

第4条 空き家バンクへの登録を希望する所有者等（以下「登録希望者」という。）は、空き家バンク登録申込書（様式第5号。以下「登録申込書」という。）及び空き家バンク登録カード（様式第6号。以下「登録カード」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 所有者等であることが確認できる書類

(2) 本人を証明するものの写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項第2号の本人を証明するものは、個人番号カード、運転免許証、その他市長が適当と認める書類とする。

3 市長は、第1項の規定による申込みがあったときは、その内容等を確認の上、登録申込書及び登録カードの写しを協会に提供するものとする。

4 協会は、登録申込書及び登録カードの写しの提供を受けたときは、当該空き家の物件調査をすることができる者（以下「物件調査者」という。）の選定を行う。

5 物件調査者は、当該空き家の現地調査等を行い、協会はその結果を書面により市長に報告するものとする。

6 市長は、前項の規定による報告があったときは、その内容等を確認の上、空き家バンクに登録するものとする。ただし、当該空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクへ登録しない。

(1) 当該空き家の所有者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

(2) その他市長が空き家バンクへの登録が適当でないと認めたとき。

7 市長は、前項の規定により登録又は登録しないことを決定したときは、空き家バンク登録（不登録）通知書（様式第7号）を登録希望者に通知するとともに、同通知書の写しを当該空き家の物件調査者が所属する協会に提供するものとする。

（空き家の活用相談又は空き家バンクへの登録の勧め）

第5条 市長は、空き家バンクに登録されていない空き家で、空き家バンクに登録することが適当と認められるものは、当該空き家の所有者等に対して活用相談又は空き家バンクへの登録を勧めることができる。

（登録事項の変更の届出）

第6条 第4条第7項の規定による通知を受けた者（以下「物件登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届出書（様式第8号）に変更内容を確認できる書面を添えて、市長に提出しなければならない。

（登録の抹消）

第7条 物件登録者は、空き家バンクに登録されている情報を抹消しようとするときは、空き家バンク登録抹消申出書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、空き家バンクに登録した空き家（以下「登録空き家」とい

う。) が次に掲げる事項に該当するときは、登録を抹消するものとする。

(1) 前項の規定による申出があったとき。

(2) 当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

(3) 第4条第1項の規定による提出書類に虚偽の記載があったとき。

(4) 第4条第6項の規定により登録をした日の翌日から起算して2年が経過したとき。ただし、物件登録者が改めて登録申込みを行ったときは、この限りでない。

(5) 空き家バンクに登録されていることが不適当と市長が認めたとき。

3 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、空き家バンク登録抹消通知書（様式第10号）により、当該空き家の物件登録者に通知するものとする。

（利用登録）

第8条 登録空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）

は、空き家バンク利用登録申込書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 本人を証明するものの写し

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号の本人を証明するものは、第4条第2項に規定する書類とする。

3 利用希望者は、次に掲げるいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、地域の住民と協調して生活できる者であること。

(2) 本人及び同居しようとする者が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(3) 空き家を転売又は転貸する意思のない者であること。

(4) その他市長が適当と認めた者であること。

4 市長は、第1項の規定による申込みについて、前項各号に規定する要

件を満たすと認めたときは、空き家バンク利用者台帳に登録し、空き家バンク利用登録完了通知書（様式第 12 号）により、当該申込者（以下「利用登録者」という。）に通知するものとする。

5 前項の規定による登録の有効期間は、登録の日から起算して 2 年以内とする。

6 市長は、第 4 項の規定により登録された内容について、制度の趣旨に沿った情報の発信に利用し、並びに協会、媒介業者及び利用登録者が鴻巣市、上尾市、北本市又は伊奈町の空き家バンクへの登録を希望した当該市町に提供するものとする。

7 市長は、鴻巣市、上尾市、北本市又は伊奈町から桶川市の空き家バンクへの登録を希望する者の情報を提供された場合は、空き家バンク利用者台帳に登録するものとする。

（利用登録に係る登録事項変更）

第 9 条 前条第 4 項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク利用登録変更届出書（様式第 13 号）に変更内容を確認できる書面を添えて市長に提出しなければならない。

（利用登録者の抹消）

第 10 条 利用登録者は、利用登録を抹消しようとするときは、空き家バンク利用登録抹消申出書（様式第 14 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用登録者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、当該利用登録者を空き家バンク利用者台帳から抹消するものとする。

(1) 前項の規定による申出があったとき。

(2) 利用登録をした日から 2 年を経過したとき。ただし、利用登録者が改めて登録申込みを行うことにより再登録したときは、この限りでない。

(3) 利用登録の内容に虚偽があったとき。

(4) 第8条第3項各号に掲げる要件を欠くと認めたとき。

(5) その他市長が適当でないと認めたとき。

- 3 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、空き家バンク利用登録抹消通知書（様式第15号）により、当該利用登録者に通知するものとする。

（希望物件の交渉申込み及び通知）

第11条 利用登録者は、希望する登録空き家について売買又は賃貸借の交渉をしようとするときは、空き家バンク交渉申込書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、当該申込書の写しを当該空き家の媒介業者が所属する協会に提供するものとする。

（情報の提供）

第12条 市長は、登録空き家の情報（物件登録者の個人情報を除く。）を利用登録者に提供するとともに、インターネット等を通じて広く公開するものとする。

- 2 市長は、利用登録者の希望条件等の情報（利用登録者の個人情報を除く。）を協会に提供するものとする。

（物件登録者と利用登録者との交渉等）

第13条 物件登録者及び利用登録者との登録空き家に関する売買又は賃貸借の交渉及び契約については、当該空き家の媒介業者が行うものとし、市長は直接これに関与しない。

- 2 協会は、前項の交渉の結果について、空き家バンク交渉結果報告書（様式第17号）により速やかに市長に報告するものとする。

- 3 交渉及び契約に関して発生した一切の問題については、当事者間で解決するものとする。

（その他）

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

空き家活用相談申込書

年 月 日

（宛先） 桶川市長

申込者（相談希望者）
住所

氏名 ⑩

桶川市空き家バンク制度実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり空き家の活用相談を申し込みます。

記

- 1 活用相談する空き家は、空き家活用相談カード（様式第2号）記載のとおりです。
- 2 活用相談を申し込むにあたり、以下の内容について同意します。
 - （1） 活用相談については、協会に所属する者が行うこと。
 - （2） 相談カードを桶川市が協会に提供すること。
 - （3） 空き家の調査（立入り調査、写真撮影等、空き家の確認に必要な調査全て）を協会に所属する者が実施すること。
 - （4） 協会に所属する者が調査した結果を桶川市に提供すること。
 - （5） 活用相談に必要な書類（登記事項証明書など）の取得にかかる費用を負担すること。

※この申込みにより登録された個人情報は、桶川市個人情報保護条例に基づき、本事業の目的以外には使用いたしません。

空き家活用相談カード

受付番号：

賃貸/売買/その他	☐ 賃貸 ☐ 売買 ☐ どちらでも可 ☐ 空き家について相談したい			
空き家になった時期	年 月頃から			
物件所在地	桶川市			
所 有 者	住 所			
	氏 名		TEL	
	携 帯		FAX	
	Eメール			
連絡先	TEL / 携帯			

※下記の項目は、わかる範囲で記入してください。

希 望 価 格	売 買	円		賃 貸	月 額	円	
物件の概要	面 積			構 造			
	土 地	m ²		☐ 木造 ☐ 鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他()			
	建 物	築年	年 月				
		1階	m ² 坪				
		2階	m ² 坪				
		3階	m ² 坪				
	延べ	m ² 坪					
	間取り	1階	☐ 居間()畳 ☐ 台所 ☐ 風呂 ☐ トイレ ☐ その他()				
			☐ 洋室()畳 ()畳 ☐ 和室()畳 ()畳				
		2階	☐ 居間()畳 ☐ 台所 ☐ 風呂 ☐ トイレ ☐ その他()				
			☐ 洋室()畳 ()畳 ☐ 和室()畳 ()畳				
		3階	☐ 居間()畳 ☐ 台所 ☐ 風呂 ☐ トイレ ☐ その他()				
			☐ 洋室()畳 ()畳 ☐ 和室()畳 ()畳				
	水 道	☐ 無 ☐ 有(□上水道 ☐ その他					
	下 水	☐ 下水道 ☐ 浄化槽 ☐ その他()					
	トイレ	☐ 水洗 ☐ 汲取り ☐ 和式 ☐ 洋式					
	浴 室	☐ 無 ☐ 有り()					
	給 湯	☐ 無 ☐ 有り()					
	空調設備	☐ 無 ☐ 有り()					
	その他						

※下記は記入不要です。

市町担当者		電話		FAX	
-------	--	----	--	-----	--

様式第3号（第3条関係）

空き家活用相談案内通知書

年 月 日

（相談希望者）

様

（協会）

㊟

活用相談に申込みのありました空き家について、下記の者が相談を受け付けますので、桶川市空き家バンク制度実施要綱第3条第3項の規定により通知します。

なお、相談取扱者への連絡は2週間以内をお願いします。

受付番号	第 号
空き家 物件所在地	

記

相談取扱者	名 称	
	代表者	
	住 所	
	連絡先	担当

※相談時に当該空き家の登記事項証明書（土地・建物）及び公図を持参してください。
持参されない場合はそれらの取得にかかった費用を請求される場合があります。

様式第4号（第3条関係）

空き家活用相談結果報告書

年 月 日

（宛先） 桶川市長

（公社） 協会 支部

桶川市空き家バンク制度実施要綱第3条第5項の規定により次のとおり報告します。

受 付 番 号	第 号
相談を受けた日	年 月 日
相 談 担 当 者	
相談内容・経過 （具体的に）	
相 談 物 件 の 「空き家バンク」への登録	可 ・ 不可
→「可」の場合の登録の意向 （予定時期）	有（ 年 月頃） ・ 無
→「不可」の場合の理由	
相談物件の媒介契約	有（ 賃貸・売買 ） ・ 無
→媒介契約の種類	一般 ・ 専任 ・ 専属専任
相談物件の買取り	する ・ しない
その他・特記事項	

上記のとおり報告いたします。

（相談取扱者） 住 所：

名 称：

代表者：

連絡先：

担当者：

様式第5号（第4条関係）

空き家バンク登録申込書

年 月 日

（宛先） 桶川市長

申込者（登録希望者）
住所

氏名

㊞

桶川市空き家バンク制度実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり「桶川市空き家バンク」への登録を申し込みます。

記

- 1 登録する空き家情報は別添「空き家バンク登録カード」（様式第6号）のとおりです。
- 2 登録を申し込むにあたり、以下の内容について誓約又は同意します。
 - (1) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
 - (2) 本申込書及び登録カードの情報を協会に提供し、物件調査者が現地調査等を行うこと。
 - (3) 宅建業者が詳細調査した結果を桶川市に提供すること。
 - (4) 空き家情報（所有者に関する情報を除く。）及び宅建業者が撮影した空き家の写真を公開すること。
 - (5) 宅建業者が契約を進める際、相手方に物件情報を提供すること。
 - (6) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額以内の報酬を代理又は媒介した宅建業者に支払うこと。
 - (7) 宅建業者を介して行う交渉及び契約並びに契約成立後の問題等に関して、各市町が一切関与しないこと。
 - (8) 登録申し込み以降の手続等は、桶川市空き家バンク制度実施要綱の規定によること。

空き家バンク登録カード

※所有者情報は、協会及び媒介業者以外には公開しません。

登録番号：

所 有 者	住 所			
	氏 名		TEL	
	携 帯		FAX	
	Eメール			
連絡先	TEL / 携帯			

賃貸/売買/その他	☐ 賃貸 ☐ 売買 ☐ どちらでも可										
空き家になった時期	年 月頃から										
物件所在地	桶川市					公開	☐ 詳細な所在地を公開する				
希 望 価 格	売買	円			賃貸	月額	円				
物件の概要	面 積					構 造					
	土 地	m ²					☐ 木造 ☐ 鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他 ()				
	建 物	築年	年 月								
		1階	m ² 坪								
		2階	m ² 坪								
		3階	m ² 坪								
	延べ	m ² 坪									
	間取り	1階	□居間()畳		□台所	□風呂	□トイレ	□その他()			
			□洋室()畳 ()畳		□和室()畳 ()畳						
		2階	□居間()畳		□台所	□風呂	□トイレ	□その他()			
			□洋室()畳 ()畳		□和室()畳 ()畳						
		3階	□居間()畳		□台所	□風呂	□トイレ	□その他()			
			□洋室()畳 ()畳		□和室()畳 ()畳						
	水 道	□無 □有(□上水道 □その他									
	下 水	□下水道 □浄化槽 □その他(									
	トイレ	□水洗 □汲取り □和式 □洋式									
	浴 室	□無 □有り(									
	給 湯	□無 □有り(									
	空調設備	□無 □有り(									
	電気	□引き込み □その他(									
	ガス	□都市ガス □プロパンガス □その他()									
	駐車場	□無 □有()									
	庭	□無 □有()									
	その他	()									
	補修	□補修不要 □多少の補修必要 □大幅な補修必要 □現在補修中									
	補修費用	□所有者負担 □入居者負担 □その他()									
	主要施設等までの距離	駅	キロ	バス停	キロ	役所・役場	キロ	病院	キロ		
		消防署	キロ	警察署	キロ	保育所	キロ	小学校	キロ		
		中学校	キロ	金融機関	キロ	スーパー	キロ	コンビニ	キロ		
	特記事項	※抵当権有、相続登記要など									

位置図	※記入については、目印となる建物、道路、河川の名称も併せて記入してください。 ※別紙でも可
写真	※別紙でも可

事務処理欄 ※下記については、記入不要です。

受付日	年 月 日	現地確認日	年 月 日
登録日	年 月 日	有効期限	年 月 日
登録変更日	年 月 日	登録抹消日	年 月 日
抹消理由	☐ 契約成立 ☐ 登録取消 ☐ その他()		

様式第7号（第4条関係）

空き家バンク登録（不登録）通知書

年 月 日

（登録希望者）

様

桶川市長



「桶川市空き家バンク」へ登録（不登録）したので、桶川市空き家バンク制度実施要綱第4条第7項の規定により通知します。

記

物件登録番号	第 号
住 所	
氏 名	
登 録 日	年 月 日
有効期限	年 月 日
不登録の場合 の理由	
媒介をする 宅建業者	名 称： 代表者： 住 所： 連絡先： 担当者：

備考 登録の有効期間は、2年間です。更新を希望する場合は、当該登録の有効期間満了日の1月前までに再度申請をしてください

様式第8号（第6条関係）

空き家バンク登録変更届出書

年 月 日

（宛先） 桶川市長

申込者（物件登録者）
住所

氏名 ⑩

桶川市空き家バンク制度実施要綱第6条第1項の規定により、「桶川市空き家バンク」の登録内容の変更を届け出ます。

記

物件登録番号	第 号
変更内容	

様式第9号（第7条関係）

空き家バンク登録抹消申出書

年 月 日

（宛先） 桶川市長

申込者（物件登録者）
住所

氏名 ⑩

桶川市空き家バンク制度実施要綱第7条第1項の規定により、「桶川市空き家バンク」の登録を抹消したいので、申し出ます。

記

物件登録番号	第 号
抹消理由	

様式第10号（第7条関係）

空き家バンク登録抹消通知書

年 月 日

（物件登録者）

様

桶川市長



桶川市空き家バンク制度実施要綱第7条第3項の規定により、「桶川市空き家バンク」の登録を抹消したので、通知します。

記

物件登録番号	第 号
抹消理由	

様式第11号（第8条関係）

空き家バンク利用登録申込書

年 月 日

（宛先） 桶川市長

申込者（利用希望者）

住 所

氏 名

⑩

年 齢

電話番号

FAX 番号

E-mail

桶川市空き家バンク制度実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて「桶川市空き家バンク」へ利用登録を申し込みます。

記

【希望物件】

購入又は賃借別 及び希望価格	☐ 購入（希望価格： 円） ☐ 賃貸（希望賃料：月額 円） ※どちらでもよい場合は両方に記入してください。
希望条件等 ※具体的に記入 してください。	※申請市町その他、希望する市町がある場合はチェックしてください。 ☐ 鴻巣市 ☐ 上尾市 ☐ 北本市 ☐ 伊奈町

私及び私と同居しようとする者は、桶川市空き家バンクへの利用登録を申し込むにあたり、次の事項について誓約又は同意します。

- (1) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 空き家を転売及び転貸しないこと。
- (3) 物件の契約交渉及び契約成立後の問題等に関しては、「物件登録者」、「利用登録者」、及び「媒介業者」間で解決すること。
- (4) 利用登録に係る個人情報について、協会、媒介業者及び【希望条件等】の欄で指定した市町へ提供すること。

※この申込みにより得られた個人情報は、各市町の個人情報保護条例に基づき、本事業の目的以外には使用いたしません。

様式第12号（第8条関係）

空き家バンク利用登録完了通知書

年 月 日

（利用登録者）

様

桶川市長



「桶川市空き家バンク」への利用登録が完了したので、桶川市空き家バンク制度実施要綱第8条第4項の規定により通知します。

記

利用登録番号	第 号	
住 所		
氏 名		
登 録 日	年 月 日	
有効期限	年 月 日	
他市町 利用登録番号 ※	☐ 鴻巣市	第 号
	☐ 上尾市	第 号
	☐ 北本市	第 号
	☐ 伊奈町	第 号

※ ☒のついた市町でも、同内容での利用登録が完了しています。

（利用登録番号は上記のとおり）

※ 利用の交渉は、空き家が登録されている市町へお申し込みください。

様式第13号（第9条関係）

空き家バンク利用登録変更届出書

年 月 日

（宛先） 桶川市長

申込者（利用登録者）
住所

氏名 ⑩

桶川市空き家バンク制度実施要綱第9条第1項の規定により、「桶川市空き家バンク」の利用登録内容の変更を届け出ます。

記

利用登録番号	第 号
変更内容	

様式第14号（第10条関係）

空き家バンク利用登録抹消申出書

年 月 日

（宛先） 桶川市長

申込者 （利用登録者）
住所

氏名 ⑩

桶川市空き家バンク制度実施要綱第10条第1項の規定により、「桶川市空き家バンク」の利用登録を抹消したいので、申し出ます。

記

利用登録番号	第 号
抹消理由	

様式第15号（第10条関係）

空き家バンク利用登録抹消通知書

年 月 日

（利用登録者）

様

桶川市長



桶川市空き家バンク制度実施要綱第10条第3項の規定により、「桶川市空き家バンク」の利用登録を抹消したので、通知します。

記

登録番号	第 号
抹消理由	

様式第16号（第11条関係）

空き家バンク交渉申込書

年 月 日

（宛先） 桶川市長

申込者（利用登録者）

登録番号 第 号

住 所

氏 名

⑩

年 齢

電話番号

FAX 番号

E-mail

桶川市空き家バンク制度実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第11条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

記

希望物件 登録番号	第 号
購入又は賃借別 及び希望価格	☐ 購入（希望価格： 円） ☐ 賃貸（希望価格：月額 円）
希望条件等 ※具体的にご記 入ください	

私は桶川市空き家バンクへの交渉を申し込むにあたり、次の事項について同意します。

- (1) 交渉に係る個人情報について、協会、媒介業者及び利用登録時に指定した市町へ提供すること。

※この申込みにより得られた個人情報は、各市町の個人情報保護条例に基づき、本事業の目的以外には使用いたしません。

様式第17号（第13条関係）

空き家バンク交渉結果報告書

年 月 日

（宛先） 桶川市長

（公社） 協会 支部

桶川市空き家バンク制度実施要綱第13条第2項の規定により次のとおり報告します。

記

物件登録番号	第 号
成立可否	☐ 成立 ☐ 不成立（理由： ）
交渉成立年月日	年 月 日
価 格	売買 円 賃貸借 円／月 契約期間 年 月 日から 年 月 日まで
物件登録者	
利用登録者	
媒介業者	
備 考	